

1 新市建設計画の変更について

平成17年2月に花巻地方合併協議会が策定した新花巻市の「新市建設計画」については、旧花巻市、旧大迫町、旧石鳥谷町及び旧東和町の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、合併後の新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るため、新市の将来像やまちづくりの方向性を示すマスタープランとして作成されたものです。

計画は、新市建設の基本方針、これを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備の方針及び財政計画を中心に構成されており、合併市町村が発行を認められる「合併特例債」の発行根拠となっています。

計画の期間は、合併年度とこれに続く10か年度（平成18年度から平成27年度まで）となっておりますが、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律」が平成23年6月に公布・施行され、その後平成24年6月に一部改正され、合併特例債の発行が10年間延長できることとなりました。

市では、この法律に呼応し、今後も有利な財源である合併特例債を活用するため、下記により新市建設計画の期間延長と計画の一部変更を行うための手続きを進めています。

1 変更の内容

①計画期間の延長

- ・現行の平成18年度から27年度までの計画期間を10年延長し、平成37年度までとする

②統計数値等の主要指標見直し

- ・統計数値を最新の数値とする
- ・計画策定時の推計人口等の主要指標を現況に合わせて修正する

③文言の修正

- ・合併後及び震災後の状況変化を踏まえて文言の修正を行う
- ・法律等の改正による文言の修正を行う

④主な施策の追加

- ・現在進行中または検討が進んでいる事業について、主な施策を追加する

⑤延長期間を追加した財政計画の策定

- ・計画策定時の財政計画について、平成18年度から27年度までは決算額（平成27年度は決算見込額）に置き換え、平成28年度から37年度までは推計値とする

2 今後の取り組み

①計画変更について、各地域協議会及び地域自治推進委員会へ諮問・答申

②県知事との協議

③平成28年第1回花巻市議会定例会に変更案を上程

〈担当 総合政策部 秘書政策課 24-2111 内線471〉